「らくらく家財宅急便」運送約款

令和四年一月

東京都中央区銀座一丁目十六番十号
株式会社運輸マスヤ

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 運送務
第一節 通則（第三条）
第二節 引受（第四条）
第三節 荷造り（第五条）
第四節 運送の順序（第六条）
第五節 引渡期間（第七条）
第六節 運賃及び料金（第八条）
第七節 運賃及び料金並びに立替金の支払（第九条）
第八節 運送の中止（第十条）
第九節 荷送人の任意解除（第十一条）
第十節 荷送人の死亡（第十二条）
第十一節 荷受人の受領拒絶（第十三条）
第十二節 荷受人の住所又は名称の変更（第十四条）
第十三節 荷受人の義務（第十五条）
第十四節 荷送人又は荷受人の危険物の引渡し（第十六条）
第十五節 荷送人の通知義務（第十七条）
第十六節 運賃及び料金（第十八条）
第十七節 天災その他やむを得ない事由があるとき（第十九条）
第十八節 荷送人の損害賠償（第二十条）
第十九節 荷受人の損害賠償（第二十一条）
第二十節 荷送人又は荷受人の責任（第二十二条）
第二十一節 荷送人又は荷受人の責任の始期（第二十三条）
第二十二節 荷送人又は荷受人の責任の終期（第二十四条）
第二十三節 荷送人又は荷受人の責任の減免（第二十五条）
第二十四節 荷送人又は荷受人の責任の消滅（第二十六条）
第二十五節 荷送人又は荷受人の責任の時効（第二十七条）
第三章 附帯業務（第二十八条）
第四章 雑則（第二十九条・第三十条）

第一章 総則

第一節 通則

（事業の種類）

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3 当店は、前二項の事業のほか、貨物利用運送事業を行います。

4 当店は、特別報告義務を負う運送を行います。

（適用約款）

第二条 当店が一般貨物自動車運送事業として行う「らくらく家財宅急便」に適用される運送約款（以下「約款」という。）は、この約款の定めるところによります。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3 法令又は一般の慣習により難いときは、この約款の定めるところによります。

4 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送務

第一節 通則

（受付日時）

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

第二節 引受け

（貨物の種類及び性質）

第四条 当店は、運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質の確認）

2 前項の確認は、原則として、一口ごとに受付けます。

3 法令又は一般の慣習により、次の各号の一に該当するときは、その運送の引受けを拒絶することがあります。

① 貨物の性質により、引受けに危険を伴うとき。

② 貨物の価格により、引受けに不適当なとき。

ア 貨幣、紙幣、有価証券（郵便切手、印紙、株券その他これらに類するものをいう。）

イ 火薬類その他の危険品（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物をいう。）

ウ 動物（ペットとして飼育されるものを除く。）

エ 生もの（食品、植物その他これらに類するものをいう。）

オ 現金、小切手、手形、株券その他これらに類するもの

カ クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード等のカード類

キ 骨董品及び美術品（額縁、掛け軸、陶磁器、ガラス工芸品、彫刻、仏壇その他これらに類するものをいう。）

ク 貴金属（金、銀、プラチナその他これらに類するものをいう。）

ケ 宝石、半貴石、真珠その他これらに類するものをいう。）

コ 毛皮、毛織物その他これらに類するもの

サ 美術品（絵画、彫刻、版画、工芸品その他これらに類するものをいう。）

シ 楽器（ピアノ、ギター、バイオリンその他これらに類するものをいう。）

ス 精密機械（カメラ、ネコ小鳥等のペット類

セ 危険物（火薬類、高圧ガス、火炎油、ガスボンベ、シンナー等、発火性又は引火性の物をいう。）

ソ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第二項に規定する毒物及び同条第三項に規定する劇物

タ 生花、フィルム類

チ 生活不可能な旅館、民宿、テープ、ビデオテープ等の録画済みの記録媒体

ツ 携帯電話、パソコン、位牌、仏壇

テ 動物霊園及び火葬場

ト 墓石及び骨董品

ナ 自転車

ニ 一輪車

ヌ 楽器（ピアノを除く。）

ネ 金庫

ノ 前各号に掲げるもののほか、運送に適さない貨物

4 当店は、前三項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、その運送の引受けを拒絶することがあります。

① 当該運送に関し、申込者から特別の負担を要求されたとき。

② 当該運送が、当店の業務の遂行上著しい支障があるとき。

③ 当該運送が、法令の規定又は公衆の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 貨物が美術品又は骨董品であるときは、次の各号の一に該当するとき。

イ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の価格に比して著しく貧弱であるとき。

ロ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の性質に適しないとき。

ハ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の重量に耐えないとき。

ニ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の運送に適しないとき。

ホ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不十分であるとき。

ヘ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不適当であるとき。

ト 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不完全であるとき。

チ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

リ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ヌ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ル 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ヲ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ワ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

カ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ヨ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

タ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

レ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ソ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ツ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ネ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ナ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ラ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ム 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ウ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ヰ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ノ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

オ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ク 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ヤ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

マ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ケ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

フ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

コ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

エ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

テ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ア 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

サ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

キ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ユ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

メ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ミ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

シ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ヱ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ヒ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

モ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

セ 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ス 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

ン 当該貨物の容器又は包装が、当該貨物の荷造りとして不安全であるとき。

第三節 荷造り

（荷造りの責任）

第五条 荷造りは、荷送人の責任とします。

2 前項の荷造りが、運送に適しないときは、当店は、荷送人に対し、荷造りの改善を求めることができます。

3 前項の荷造りが、運送に適しないときは、当店は、荷送人に対し、荷造りの改善を求めることができます。

4 当店は、荷送人が荷造りの改善を求めないときは、運送を拒絶することがあります。

5 当店は、荷送人が荷造りの改善を求めたときは、その旨を荷送人に対して通知します。

第四節 運送の順序

（運送の順序）

第六条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、運送を行います。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、運送の順序を変更することがあります。

① 貨物の性質により、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

② 貨物の価格により、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

③ 貨物の数量により、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

④ 貨物の容積により、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑤ 貨物の重量により、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑥ 貨物の形状により、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑦ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑧ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑨ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑩ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑪ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑫ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑬ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑭ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑮ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑯ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑰ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑱ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑲ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

⑳ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉑ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉒ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉓ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉔ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉕ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉖ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉗ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉘ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉙ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉚ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉛ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉜ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉝ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉞ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㉟ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊱ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊲ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊳ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊴ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊵ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊶ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊷ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊸ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊹ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊺ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊻ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊼ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊽ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊾ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

㊿ 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(51) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(52) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(53) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(54) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(55) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(56) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(57) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(58) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(59) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(60) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(61) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(62) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(63) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(64) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(65) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(66) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(67) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(68) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(69) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。

(70) 貨物の荷造りにより、運送の順序を変更することがやむを得ないとき。